

芦教委第19号議案

芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則を別紙のように改正する。

令和8年3月26日提出

芦屋市教育長 野村大祐

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律の施行に伴い、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定・公表すること等を義務付けられることを踏まえ、芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則を改正するもの。

芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の中線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>教職員の業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

芦屋市教育委員会規則第2号

芦屋市学校運営協議会の設置等に関する規則（改正案）

（目的）

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、芦屋市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（趣旨）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や健全育成に取り組むものとする。

（設置等）

第3条 教育委員会は、前条の趣旨にのっとり、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、地域住民等の意見を聞くものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認等）

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 教職員の業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(令 6 教委規則 2 ・ 一部改正)

(学校運営等に関する意見の申出)

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第 2 条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関することを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前 2 項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第 6 条 協議会は、毎年度 1 回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。この場合において、第 8 条第 1 項第 4 号の委員は、当該評価に係る議事に加わることができない。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第 7 条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱又は任命)

第 8 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者

(2) 対象学校の所在する地域の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の教職員

- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の定数は、1の対象学校につき15名以内において、当該対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
 - 3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、第1項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
 - 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第4項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会は、会長が対象学校の校長と協議の上、開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の

決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、原則として公開とする。ただし、特別の事情があるときは非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解嘱又は解任)

第16条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱又は解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があった場合
- (2) 委員が第10条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月15日 教委規則第2号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】